

# 「平成17年度関東地区公共図書館協議会都県立図書館運営研究会」実施報告

## 1 趣旨

電子機器の急速な発展により、公共図書館を取り巻く環境は大きく変化している。また、財政事情の悪化、市町村合併、業務委託問題等、難しい課題を突きつけられている。

このような変動の激しいなか、都県立図書館は大きな変化に対応し、みずから活性化していくと共に、レファレンス等市区町村図書館の図書館では十分に対応できない高度な要求に対して的確な対応をとり、市区町村図書館から更なる支援を求められても、常に地域の中核的な調査研究図書館として対応出来るよう努力していく必要がある。

今年度の研究会においては、都県立図書館におけるレファレンスの現状を知り、今後の発展のためにはどのようにレファレンス業務を推進していくのか、また、都県立図書館として今何をなすべきかを事例発表を通じて研究・協議を行うものである。

## 2 概要

平成17年7月14日(木)から15日(金)までの2日間において、関東甲信越静11都県から20名の参加者を得、ポートプラザで開催した。

小田光宏青山学院大学教授の基調講演を行なった後、東京都立中央図書館、神奈川県立図書館、千葉県立中央図書館の各職員から現状報告を含め事例発表を行い、質疑応答と時間的余裕の少ないなかで無事終了をした。

## 3 基調講演、事例発表

### (1) 基調講演

青山学院大学教授 小田光宏 氏

テーマ レファレンスライブラリー再考 - サービスモデルの形成に向けて -

全国公共図書館協議会で、平成15、16年度2ヵ年継続事業として実施され、主体となって指導した同氏が、「公立図書館におけるレファレンスサービスに関する調査」について出された報告書及び研究結果に基づいてレファレンスサービスの現状、機能等について講演が行われた。

### (2) 事例発表

東京都立中央図書館 情報サービス課 田代尚子 氏

テーマ ホームページを活用したレファレンスサービスの展開

都立図書館における構成と機能を含めた現状報告及び、自館のホームページ上に様々な情報発信を取り込み活用してもらう工夫をしているのと同時に、メールレファレンスを活用したレファレンスの現状について報告が行われた。

神奈川県立図書館 調査部 菅井紀子 氏

テーマ 行政支援・高校連携とレファレンス - 神奈川県立図書館の事例から -

神奈川県、県立図書館の概要報告の後、行政支援サービス、高校連携サービスについて報告があった。

行政支援については、庁内にいかに浸透させるかの取組み、チラシ等作成し実績を上げていく。また、高校連携においては、県立高校と県立図書館による連携・協力モデル事業実施要領を作成し、説明会等を実施し徐々に連携先高校を増加させ、その中でレファレンスを実施し成果をあげていくなどの発表が行われた。

千葉県立中央図書館 調査課 押澤裕子 氏

テーマ 千葉県立図書館のレファレンスについて

千葉県、県立図書館の概要報告の後、県立図書館3館のレファレンスサービスの現状報告を3館の特性を含めて発表が行われた。

# 千葉県立図書館のサ - ビス指標と数値目標

(平成 17 年度 ~ 平成 19 年度)

平成 17 年 4 月 1 日

千葉県立中央図書館  
千葉県立西部図書館  
千葉県立東部図書館

## 1 はじめに

図書館は、生涯にわたり幼児から高齢者まで一人一人が、読書を通じて豊かな人生を送れるよう、図書館資料を収集し、提供する基本的な学習支援施設です。

千葉県立中央図書館、西部図書館及び東部図書館（以下「千葉県立図書館」という。）は、県民の多様化、高度化していく図書館資料や情報要求にこたえるため、図書館サービスの向上に努めてまいりました。

近年、インターネットを始めとする情報通信技術や国際化が急速に進み、図書館は、地域の情報拠点として、迅速・的確な図書館資料や情報の提供が求められてきています。

千葉県の厳しい財政状況の中で、このような県民のニーズに対応していくためには、従来の基盤的な図書館サービスとともに、新たなサービスに対する改善や工夫が必要となってきました。

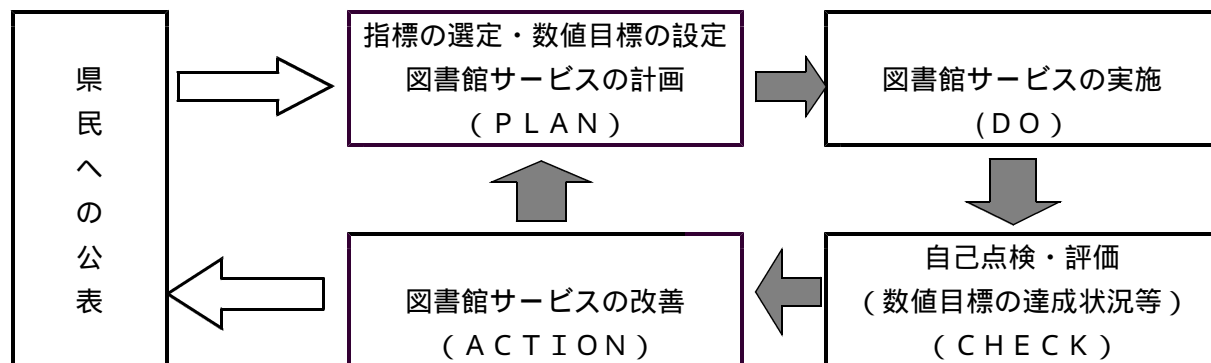
そこで、千葉県立図書館では、図書館サービスの向上を図るために「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月18日 文部科学省告示、以下「望ましい基準」という。）に基づき、「千葉県立図書館のサービス指標と数値目標」を設定することとしました。

## 2 目的

ここに定める「サービス指標と数値目標」は、「望ましい基準」にある「図書館サービスの計画的実施及び自己評価等」（注1）を踏まえ、千葉県立図書館のサービス水準向上を図る上で適切な「指標」を選定するとともに、「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的に図書館サービスを実施するためのものです。

「数値目標」の達成状況については、自己点検・評価を行い、その結果を県民に公表します。また、下図の流れに示すように、県民ニーズを総合的に把握しながら、更に効果的・効率的な図書館サービスの実現を目指してまいります。

### サービス指標と数値目標



### 3 千葉県立図書館の役割と機能，現状と概要

#### (1) 県立図書館の役割と機能

県立図書館は，県民の広域的・総合的な需要に幅広くこたえる図書館資料・情報を収集，整理，保存，提供する立場から，県内市町村立図書館等の読書施設（以下，「市町村立図書館等」という。）への支援や図書館ネットワークの推進を行っています。

また，図書館資料の貸出しや情報提供などの直接サービスについては，地域住民のための図書館サービスを行う市町村立図書館等との役割や機能を分担しながら行っています。

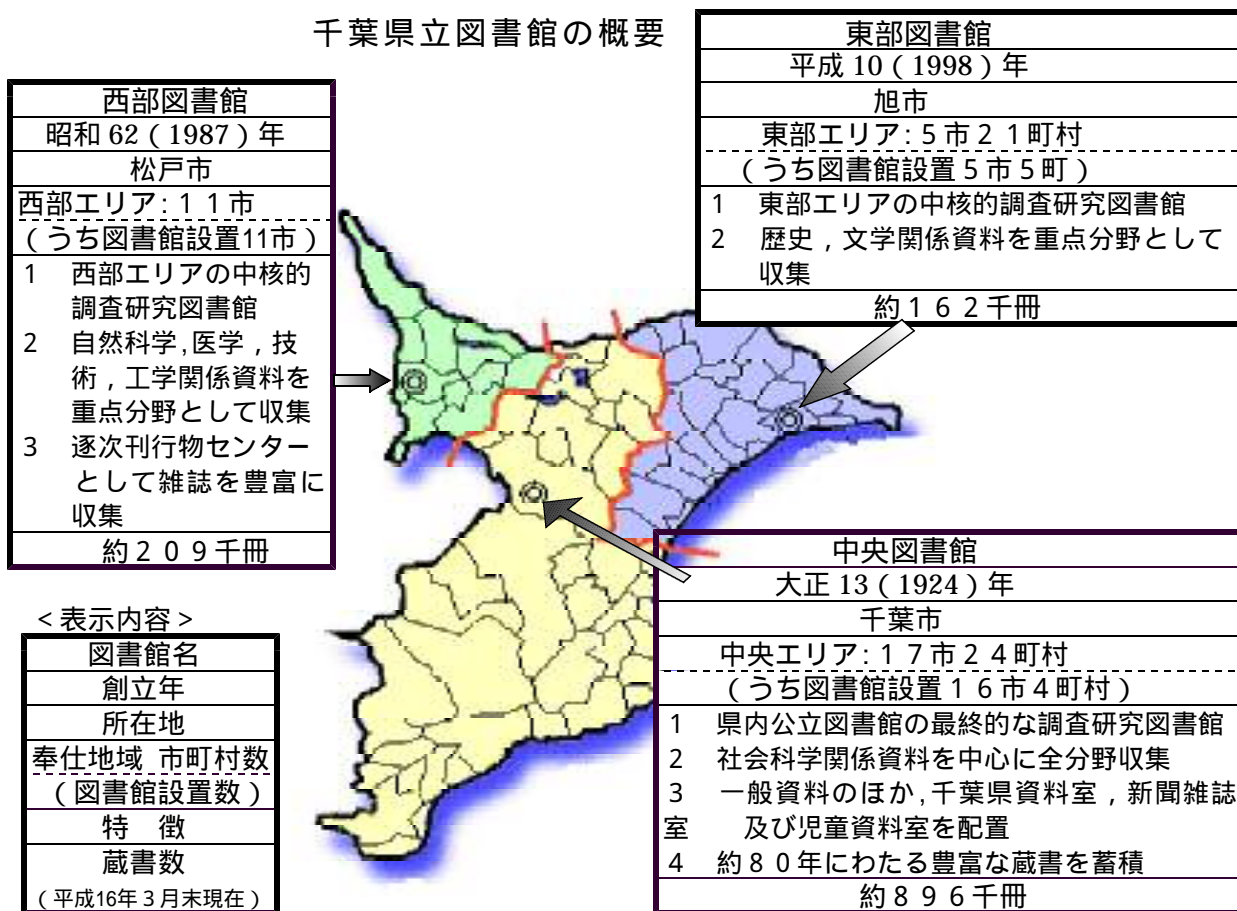
#### (2) 千葉県立図書館の現状と概要

千葉県は，太平洋に突き出た半島で，広い面積を有し，総人口は，全国でも6番目に多く，600万人を超えています（平成14年9月17日以降，現在に至る。）。

千葉県立図書館は，中央図書館（千葉市）を中心に，西部図書館（松戸市），東部図書館（旭市）を設置し，各エリア内の市町村立図書館等の支援を行っています。

また，図書館の事業については，毎年度，「千葉県立図書館運営方針」（注2）を定め，図書館運営基本方針，図書館運営重点項目及び各図書館重点業務計画により進めています。

千葉県立図書館の概要



## 4 指標の選定

### (1) 指標選定の基本的な考え方

千葉県立図書館では、平成14年度から図書館運営重点項目に沿い、指標の検討作業を開始し、図書館協議会等において協議を行いました。その結果を踏まえ、指標の選定に当たり、次のアからエまでの「望ましい基準」における都道府県立図書館の運営の基本（注3）や「千葉県立図書館運営方針」の考え方に基づき精査するとともに、オからキまでの事項を考慮し、測定可能で継続的に把握できる指標を選定することとしました。

#### ア 市町村立図書館等に対する援助

地域住民のため図書館サービスを行う市町村立図書館等と役割や機能を分担し、広域的かつ総合的な立場から図書館資料や情報を収集、整理、保存して提供します。

#### イ 県内公立図書館の最終調査研究図書館としての機能

地域の市町村立図書館等では入手が困難な資料をもできるだけ収集して（ ）、市町村立図書館等で解決できなかった専門的な質問について調査し、資料・情報を提供するという県内公共図書館の最終的な調査研究図書館としての機能があります。

県民の調査研究や知識教養の向上に資する調査研究図書館として、県立図書館3館が一体となって、市町村立図書館等の蔵書構成を考慮しつつ体系的な資料構成となるよう、参考図書、専門図書を中心に、千葉県資料、児童資料、雑誌などの資料を、各館で重点的に揃える分野に留意して効率的に収集しています。

#### ウ 市町村立図書館等との情報ネットワークの推進

県民が、いつでも、どこにいても、情報を入手し、地域の市町村立図書館等を通じて図書館資料が利用できるよう、県内公共図書館との間にコンピュータを利用した情報ネットワークづくりを進めています。

#### エ 住民の直接的利用に対応する体制づくり

直接来館者の利用に対し、満足いただけるような県立図書館サービス体制づくりを進めています。

#### オ 『日本の図書館』（社）日本図書館協会）の統計項目にある標準的で基軸となる重要な3指標（「市町村立図書館等への貸出冊数」、「レファレンス件数」、「資料受入・整備」）

#### カ 来館利用者満足度アンケートなどの図書館サービス成果指標（県民からの外部評価）

#### キ 『2005年の図書館像：報告～地域電子図書館の実現に向けて～』（平成12年、文部省地域電子図書館構想検討協力者会議）の地域電子図書館機能の整備・充実

以上の条件を満たす基本的なサービス指標を次のアからオまでの5項目に対して選定しました。

なお、今後、指標の対象（注4）の分野別サービスの指標等も充実できるよう検討に努めます。

## (2) サービス指標

### ア 市町村立図書館等への援助機能の充実

#### (ア) 指標

市町村立図書館等への貸出冊数（市町村立図書館等への図書館資料の図書館間貸出冊数）

#### (イ) 選定理由

市町村立図書館等では収集しにくい専門書や高価本も収集し、豊富な図書館資料の蓄積を基に、市町村立図書館等の求めに応じて図書館資料を貸し出しすることは、結果として、県民への提供につながります。

### イ 県内の中核的調査研究館としての機能の充実

#### (ア) 指標

レファレンス件数（レファレンス質問総数）

#### (イ) 選定理由

県民や市町村立図書館等の求めに応じ、専門的な調査相談（レファレンス）にこたえる県内最終的な調査研究館としての機能の充実に努めています。

### ウ 県立図書館の総合的運営機能の充実（来館利用者満足度）

#### (ア) 指標

来館利用者満足度

（職員、図書館資料、施設設備や図書館サービス等の来館利用者満足度アンケートにおける質問について「非常に満足・満足・やや満足・やや不満・不満・非常に不満」の回答の中から選択された「非常に満足・満足」の割合）

#### (イ) 選定理由

県民の外部評価として最も重要であり、館の運営、図書館サービス実施の成果が評価基準となります。

### エ 県立図書館の総合的運営機能の充実（資料受入・整備）

#### (ア) 指標

図書館資料受入冊数のうち寄贈受入冊数

#### (イ) 選定理由

県立図書館3館が一体となった図書館資料の収集・整備は、最重点項目です。特に、一般には流通していない行政資料、千葉県関係資料や専門分野の資料が含まれる各種団体・個人の出版物等の寄贈資料の収集・整備は重要です。

### オ 県立図書館の総合的運営機能の充実（電子図書館としての整備の状況）

#### (ア) 指標

県立図書館ホームページアクセス件数

#### (イ) 選定理由

インターネットの急速な普及に伴い、千葉県立図書館ホームページ（以下「県立図書館ホームページ」という。）の利用状況は、情報発信サービスの充実度を把握する上で重要です。

## 5 数値目標の設定

各指標に対する数値目標として、過去の活動実績と予算状況等を勘案しながら、その達成に向け、具体的な図書館サービス計画を基に実現が可能と思われる数値を設定しました。

なお、数値目標の期間は、平成17年度から平成19年度までの3年度間とし、最終年度末までの目標数値としては、千葉県立図書館3館が一体となってサービスや事業を行っていることから、3館分を合計した数値としました。

### 数値目標・図書館サービス計画（平成19年度末目標値）

指 標	数 値 目 標	図 書 館 サ - ビ ス 計 画 案
(1) 市町村立図書館等 への貸出冊数	3年度間で8%増 平成19年度目標 54,621冊 (平成15年度実績 50,575冊)	受け入れた図書館資料のデータ化を進め、県立図書館ホームページでの検索の充実を図り、リクエストの一層の推進を図ります。 県内市町村立図書館や図書館未設置市町村からのリクエストを増加させます。 高等学校図書館との連携強化により図書館資料の貸出しを増加させます。
(2) レファレンス件数	3年度間で4%増 平成19年度目標 37,446件 (平成15年度実績 36,006件)	県立図書館ホームページの横断検索など、図書館資料検索の充実に伴う資料相談とともに、他館からの資料取寄せを増加させます。 県立図書館ホームページ上の西部図書館メールレファレンス（電子メールによる調査相談）を進めます。 利用者にレファレンスやリクエストについて広く広報し、利用の喚起に努めます。 データベース研修会等利用者への情報利用支援の充実に取り組みます。 外部データベースの活用を図ります。
(3) 来館利用者満足度	3年度間で満足度85%以上 (満足度6段階評価の上位2段階においては55%以上)を保ちながら、更に向上するよう努めます。 平成19年度目標 85%以上 (満足度6段階評価の上位2段階においては55%以上) (平成15・16年度実績 平均86.5%) (上位2段階は平均51%) 上位2段階とは「非常に満足・満足」の項目を指す。	利用者サービスに対する積極的な広報活動を進めます。 利用者にとってより分かりやすく、迅速な対応づくりとして、館内の案内表示やレイアウト改善を行います。 「こどものページ」(県立図書館ホームページ)の普及に努めます。 インターネットの利用者教育を実施します。 利用者満足度調査を現状の4段階評価(満足2段階、不満足2段階)から6段階評価(満足3段階、不満足3段階)に変更し、より正確な評価が得られるようにします。 6段階評価の項目名は、「非常に満足・満足・やや満足・やや不満・不満・非常に不満」の6項目
(4) 資料受入冊数 (寄贈受入冊数)	3年度間で1%増 平成19年度目標 5,934冊 (平成15年度実績 5,875冊)	県立図書館3館ができるだけ図書館資料の充実を図るため、資料の収集に当たり、一層緊密な連携調整を図ります。 寄贈資料(一般には流通していない官公庁の行政資料・千葉県関係資料や専門分野の資料が収録されている各種団体・個人の出版物等を含む。)の受入れの充実に努めます。
(5) 県立図書館 ホームページ アクセス件数	3年度間で9%増 平成19年度目標 235,798件 (平成15年度実績 216,328件)	県立図書館ホームページの「リンク集」など検索・表示項目の充実に努めます。 県立図書館ホームページ上の西部図書館メールレファレンス(電子メールによる調査相談)を進めます(前掲)。

## 6 点検・評価・改善

各指標の数値目標値に照らし、活動実績としての数値目標の達成状況等について、図書館サービスの水準の向上が図られたかどうか、図書館協議会の協力を得つつ、自己点検・評価を実施し、県民へ公表します。

最終年度までの間は、各年度ごとに自己点検を行い、達成度が低いと予想される項目については、改善を図ります。

最終年度終了後、全体の自己点検・評価を行い、目標値に達成しなかった指標や達成度の低い項目については、その原因や課題を調査・検討し、改善を図ります。

千葉県立図書館は、その目的・役割・機能を達成するため、図書館サービス計画の改善を図り、サービス向上を目指して最善の努力をしております。



## 注 1 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第 132 号 平成 13 年 7 月 18 日)の 1 総則(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等において次の 2 点が示されている。

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

## 注 2 「千葉県立図書館運営方針」

<平成 17 年度千葉県立図書館運営方針(抜粋)>

千葉県立図書館は、「生涯学習社会における県立図書館の整備について(答申)」(平成 2 年 9 月 19 日千葉県社会教育委員会議)を踏まえ、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13 年 7 月 18 日文部科学省告示第 132 号)、「子ども読書活動推進法」(平成 13 年法律第 154 号)、「子ども読書活動推進計画」(平成 15 年 3 月 20 日千葉県教育委員会決定)に基づき、平成 17 年度の運営基本方針、運営重点項目及び重点業務計画概要を定める。

### 1 図書館運営基本方針

千葉県立図書館は、県民の多様化していく図書館サービスへの要求に応えるため、相互に密接な連携を保ちながら、次の機能を充実し、県立図書館サービスの一層の向上に努める。

- (1) 市町村立図書館等への援助機能
- (2) 県内の中核的調査研究図書館としての機能

【以下、省略】

## 注 3 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における都道府県立図書館の運営の基本

### 3 都道府県立図書館

#### (1) 運営の基本

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介，提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は，都道府県内の図書館の状況に応じ，コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して，市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し，情報の円滑な流通の確保に努めるとともに，資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため，都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して，図書館間の連絡調整に努めるものとする。

都道府県内の図書館サービスの充実のため，学校図書館，大学図書館，専門図書館，他の都道府県立図書館，国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は，図書館サービスを効果的・効率的に行うため，調査・研究開発に努めるものとする。特に，図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握，各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集，提供等

都道府県立図書館は，3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集，提供等のほか，次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための，郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録，索引等の作成，編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は，3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか，(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は，3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか，次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

- ア 研修
- イ 調査・研究開発
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は，都道府県立図書館に準用する。

注 4 指標の対象

図書館運営 重点項目	指 標	説 明
市町村立 図書館等 への援助 機能の充 実	1 市町村立図書館等への貸出冊数 (市町村立図書館等への資料の図書館間 貸出冊数)	県民が等しく県立図書館サービスを受けられるよう、図書館資料の図書館間貸出しを行っています。当該貸出冊数により、市町村立図書館等への援助の度合いが分かります。
	2 職員研修 (研修内容、回数、延べ参加者数)	県内公立図書館のサービスを担う職員の資質・能力の向上を図るため、どの程度職員研修を行っているのかが分かります。
県内の中 核的調査 研究図書 館として の機能の 充実	3 レファレンスサービス (レファレンス質問総数、利用者満足度)	県内最終の調査研究図書館として、県民や市町村立図書館等の求めに応じ、専門的な調査相談(レファレンス)をどの程度受け付けているのか、また、どの程度利用者に対して的確にこたえられているのかが分かります。
	4 目録索引類の整備、書誌デ - タ作成 (作成内容、書誌データ量)	図書館資料を多角的に探しやすくするための書誌・目録・索引類の作成をどの程度行っているのかが分かります。
県立図書 館の総合 的運営機 能の充実	利用 一般 5 来館利用者満足度 (来館利用者満足度アンケートの満足度 の割合)	来館した利用者が、図書館サービスに対してどの程度満足しているのかが分かります。
	分野 別 サ ー ビ ス 6 児童サ - ビス (個人貸出冊数、市町村立図書館等へ の資料の図書館間貸出冊数、レファ レンス質問総数)	子どもの読書活動推進を図る児童サービスにおいて、どの程度来館利用者に図書館資料を貸し出しているのか、市町村立図書館等の求めに応じた資料の図書館間貸出冊数による市町村立図書館への援助の度合い、専門的な調査相談(レファレンス)をどの程度受け付けているのかが分かります。
	7 千葉県関係資料サ - ビス (蔵書冊数、レファレンス質問総数)	千葉県関係資料をどの程度蔵書として蓄積しているのか、また、利用者や市町村立図書館等からの専門的な調査相談をどの程度受け付けているのかが分かります。
	8 障害者サ - ビス (障害者へ録音図書等の貸出数)	図書館利用に障害のある人へ資料提供として、視覚障害者等に対し、どの程度録音図書等の貸出しを行っているのかが分かります。
	9 広報・集会事業等 (広報活動・集会事業・ボランティア 活動内容)	県立図書館の理解と関心を高め、図書館の利用やサービスの向上を促進するため、広報、集会事業、ボランティア活動をどの程度行っているのかが分かります。
	資料 整備 10 資料の受入・整備 (資料受入冊数のうち寄贈受入冊数)	一般には流通していない官公庁・行政資料、千葉県関係資料や専門分野の資料が含まれる各種団体・個人の出版物等を、寄贈資料としてどの程度収集・整備しているのかが分かります。
	電子 図書 館 11 電子図書館の整備 (県立図書館ホームページアクセス件 数)	インターネットを活用した県立図書館ホームページによる情報発信サービスが、どの程度利用されているのかが分かります。

# 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）  
（平成 12 年 12 月 8 日 生涯学習審議会図書館専門委員会）

文部科学省告示第 132 号

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 18 条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成 13 年 7 月 18 日から施行する。

平成 13 年 7 月 18 日

文部科学大臣 遠山 敦子

## 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

### 目次

#### 1 総則

- (1) 趣旨
- (2) 設置
- (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
- (4) 資料及び情報の収集、提供等
- (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
- (6) 職員の資質・能力の向上等

#### 2 市町村立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 資料の収集、提供等
- (3) レファレンス・サービス等
- (4) 利用者に応じた図書館サービス
- (5) 多様な学習機会の提供
- (6) ボランティアの参加の促進
- (7) 広報及び情報公開
- (8) 職員
- (9) 開館日時等
- (10) 図書館協議会
- (11) 施設・設備

#### 3 都道府県立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 市町村立図書館への援助

- ( 3 ) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
- ( 4 ) 図書館間の連絡調整等
- ( 5 ) 調査・研究開発
- ( 6 ) 資料の収集、提供等
- ( 7 ) 職員
- ( 8 ) 施設・設備
- ( 9 ) 準用

## 1 総則

### ( 1 ) 趣旨

この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

### ( 2 ) 設置

都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### ( 3 ) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

### ( 4 ) 資料及び情報の収集、提供等

資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。

資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

#### (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

#### (6) 職員の資質・能力の向上等

教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

## 2 市町村立図書館

### (1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

### (2) 資料の収集、提供等

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実に努め、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、

職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

### (3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

### (4) 利用者に応じた図書館サービス

成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に対応した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

### (5) 多様な学習機会の提供

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

### (6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めることが望ましい。

#### (7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

#### (8) 職員

館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

#### (9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

#### (10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

#### (11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

### 3 都道府県立図書館

#### (1) 運営の基本

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。



## ( 2 ) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介，提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

## ( 3 ) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は，都道府県内の図書館の状況に応じ，コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して，市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し，情報の円滑な流通の確保に努めるとともに，資料の搬送の確保にも努めるものとする。

## ( 4 ) 図書館間の連絡調整等

都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため，都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して，図書館間の連絡調整に努めるものとする。

都道府県内の図書館サービスの充実のため，学校図書館，大学図書館，専門図書館，他の都道府県立図書館，国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

## ( 5 ) 調査・研究開発

都道府県立図書館は，図書館サービスを効果的・効率的に行うため，調査・研究開発に努めるものとする。特に，図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握，各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

## ( 6 ) 資料の収集，提供等

都道府県立図書館は，3の( 9 )により準用する3の( 2 )に定める資料の収集，提供等のほか，次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための，郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録，索引等の作成，編集及び配布

## ( 7 ) 職員

都道府県立図書館は，3の( 9 )により準用する2の( 8 )に定める職員のほか，3の( 2 )から( 6 )までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

## ( 8 ) 施設・設備

都道府県立図書館は，3の( 9 )により準用する2の( 11 )に定める施設・設備のほか，次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

- ア 研修
- イ 調査・研究開発
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## ( 9 ) 準用

市町村立図書館に係る2の( 2 )から( 11 )までの基準は，都道府県立図書館に準用する。

# 文字・活字文化振興法

平成十七年七月二十九日

法律 第九十一号

(目的) 第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。